

雇用保険

Q

パートタイマーが雇用保険に加入するには、どのような条件があるのですか。



A

雇用保険の加入要件について

雇用保険とは、労働者が失業した時にその生活の安定と求職活動を容易にするために必要な手当の支給を行なう制度です。

業種（農林水産業の一部を除く。）や規模などを問わず従業員を1人でも雇っている事業所は、雇用保険の適用事業所となります。また、そこに勤める労働者も特別な場合を除いては、その意志に関係なく全員加入しなければなりません。

パートタイマーであっても、労働時間、賃金、その他の労働条件が明確に定められており、さらに次の2つの要件に該当する場合は加入が必要となります。

(1) 1週の所定労働時間が20時間以上であること。

(2) 雇用期間が31日以上見込まれること。

保険料について

農林、水産、建設、清酒業を除く一般事業所の保険料は、1カ月の賃金額の1000分の13.5で、このうち労働者が1000分の5を、残りの1000分の8.5を事業主がそれぞれ負担します。

基本手当の支給について

基本手当の支給を受けられるのは、離職の日以前2年間に賃金支払基礎日数が11日以上の方が12カ月以上あり、かつ被保険者期間が12カ月以上あることが必要となります。ただし、倒産、解雇等により離職した方や正当な理由のある自己都合により離職した方、65歳以上で離職した方は離職前1年間に賃金の支払の基礎日数が11日以上の方が6カ月以上あり、かつ被保険者期間が、満6カ月以上必要となります。どちらの場合も、積極的に就職しようとする意思と、いつでも就職できる能力（健康上、環境上）があり、積極的に就職するための活動をしているにもかかわらず、職業に就くことができない状態の人となります。

基本手当の1日あたりの金額は、原則として離職した日の直前6カ月間に支払われた賃金の1日あたりの金額のおよそ45%～80%で、賃金の低かった方に高い率となっており、受給できる日数は次の表Ⅰから表Ⅲのとおり定められています。これを「所定給付日数」といいます。

表Ⅰ 自己都合・定年・契約期間の満了などによる離職者

被保険者として 雇用された期間	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	90日	120日	150日

表Ⅱ 倒産・解雇（懲戒解雇を除く）などによる離職者

被保険者として 雇用された期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		240日		270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

表Ⅲ 障害者などの就職困難者（離職理由問わず）

被保険者として 雇用された期間	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

※ 65歳以上で離職した方

被保険者として雇用された期間	1年未満	1年以上
高齢求職者給付金の支給額	30日分	50日分